

Q 「出生届」上の「国籍留保欄」とは？

A 外国で生まれた子で、出生によって日本国籍と同時に外国国籍も取得した子は、子の出生の日から3か月以内に出生の届出とともに日本国籍を留保する旨の届出をすることで日本国籍を取得することになります。具体的には、出生届の用紙中の「日本国籍を留保する」に署名をすることになります。

なお、一定の期間内に、日本国籍を留保する意思表示をしなければ、その出生の時にさかのぼって日本国籍を失うこととされています(国籍法第12条、戸籍法第104条)。

【参考】

中華人民共和国国籍法 第4条

父母の双方又は一方が中国の公民で、本人が中国で生まれた場合は、中国の国籍を有する。

中華人民共和国国籍法 第5条

父母の双方又は一方が中国の公民で、本人が外国で生まれた場合は、中国の国籍を有する。ただし、父母の双方又は一方が中国の公民であるとともに外国に定住し、本人が出生と同時に外国の国籍を取得している場合には、中国の国籍を有しない。